

伝統的工芸品産業振興補助金

製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室

令和5年度概算要求額 **7.2 億円** (**7.2 億円**)

事業の内容

事業目的

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき、我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、伝統的工芸品の国内外への普及啓発や需要開拓、産地指導や伝統工芸士認定事業など、個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的としています。

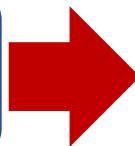
事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第23条に基づき設立された、伝統的工芸品産業の振興を目的とする一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会が実施する産地横断的な人材確保事業、技術・技法継承事業、産地指導事業、普及推進事業、需要開拓事業等の経費の一部を、同法第26条に基づき補助します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（全指定産地共通：定額、個別産地：2/3、協会のPRとなるもの：1/2）

国



一般財団法人
伝統的工芸品産業振興協会

【伝統的工芸品月間国民会議全国大会】

【海外のショールーム】



【コンサルタント産地支援事業】



成果目標

各実施事業においてKPIを設定するとともにそのKPI（伝統工芸士数、催事参加者数等）を達成する事業数について全体の8割以上を目指します。